

解説「学習指導要領と豊かなスポーツライフ」

文部科学省スポーツ・青少年局体育参事官付教科調査官

高田 彬 成 様

みなさんこんにちは。文部科学省で教科調査官をさせていただいている高田と申します。

本日、たくさんの先生方にお集まりいただき、第53回岐阜大会が、このような会場で盛大に行われますことについて、実行委員会会長の杉山先生をはじめ多くの関係の皆さまに感謝を申し上げたいと思います。また、本日、明日と大変ご多忙の中、こうして全国からたくさんの体育関係の先生方にお集まりいただき、熱心に体育についてのいろいろなご討議をいただけるということを大変うれしく思います。皆さま方の日々のご実践、ご努力に改めて敬意を表したいと思います。



■ 豊かなスポーツライフ

私からは、お時間を頂戴し、この演題に沿ってお話させていただきます。「豊かなスポーツライフ」は、体育の世界では、もう聞き慣れた言葉で、学習指導要領にも記述されていることです。このことについて、本日、私が皆さまに何か新たな情報をお示しすることはないかと思えます。というのも、学習指導要領を整理して読んでいただけましたら、必ずこの豊かなスポーツライフに辿り着くものだと思っているからです。本日はこの機会に、今一度整理しながら聞いていただければ、大変有り難いと思えます。

それでは、まず、ウォーミングアップをしたいと思えます。「あなた（先生方）は今、豊かなスポーツライフを送っていますか？」

「豊かなスポーツライフとは何？」という話ですと、豊かなスポーツライフを送っているのかどうかは、はっきりしないかと思えます。

例えば、月に1回ゴルフをしているとか、スポーツクラブに通っているとか、日頃からスポーツを身近に実践されている方もいるでしょうし、シーズン中は必ず野球中継は観るとか、サッカーの応援をいつも熱狂的にやるというように、観ることを楽しんでいる方もいるでしょう。また、中学や高校で運動部活動を指導されているとか、地域のスポーツクラブで指導者やっていると、スポーツイベントのボランティアとして体を使って何かやっているとか、そういった方もいるでしょう。つまり、スポーツライフというのは様々です。その人によって、それぞれ違うのだと思えます。

私の場合、ずっと陸上競技を続けていて、今でもたまに時間があれば走るようにしています。健康のために無理をして走るのではなく、走ったら気持ちがいいから走るのです。

健康を維持するために、義務的にスポーツをするのでしたら、それは、豊かとは言えないのかも知れません。自分でスポーツをやりたいと思うからやるわけで、スポーツができる時間や機会等に豊かさを感じるものであり、個人個人が自分なりに抱く感覚だと思うわけです。

2つ目は、「運動やスポーツの意味や価値、効果として、考えられることをいくつか列挙できます

か？」としました。

皆さまは、運動・スポーツの専門家でしょうから、スポーツのもつ、いろいろな効果や意義などは、たくさんご存知だと思います。しかし、これを日本中の方々が、どれだけ言えるかといえば、皆さんほどは、おそらく言えないでしょう。全くイメージできないという方もいらっしゃるのではないかと考えています。

3つ目は、「体育、保健体育で子供たちに何を教えることが最も必要だとお考えですか？」についてです。

これも、指導者としての指導者観があり、様々にお持ちかも知れません。皆さまのそれぞれのご経験の中で、これが一番大事だとお考えになることがあるかも知れません。

このようなことが、今日の全体会や、明日の授業や研究協議を通して、皆さまに「やっぱりこれが大事だよな」というものをお持ち帰りいただけたのであれば、この全国学体研岐阜大会は、大成功を収めるのではないかと考えています。

■ スポーツ基本法

皆さまご存知だと思いますが、平成22年に「スポーツ立国戦略」が策定されました。

スポーツは人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化やスポーツ産業の広がりによる経済効果等、「明るく豊かで活力に満ちた社会を形成」する上で、欠かすことのできないものであると述べています。ここに、スポーツの意義や価値が出ています。

そして、する人、観る人、支える人、育てる人の重視と、連携や協働を推進するという柱で、「各自の自発性のもと、各々の興味・関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が保障されなければならない。」としています。

そして、このことを元に、23年に「スポーツ基本法」が制定されことはご周知のとおりです。

この法律の前文で、スポーツは、「世界人類共通の文化」であり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心やその他の精神の涵養等のために行われるもの」と書かれています。涵養とは、すぐに結果が出るものではなく、ジワジワジワっと出てくるものを指します。雨が降り、野山に水が染み込んでいって、やがて伏流水となり湧き出てくるような、そういうイメージです。

それから、スポーツは、「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすもの」と書かれています。また、「次代を担う青少年の体力を向上させるものであり、他者を尊重し、共同する精神、公正さと厳しさを尊ぶ、態度や克己心を培い実践的な思考力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響を及ぼすもの」と書かれています。

さらに、スポーツは、「人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成したり、人間関係の希薄化の問題を抱える、地域社会の再生に寄与したりするもの」とも書かれています。

これらは「スポーツ基本法」という法律に書かれているのです。法文として、スポーツの意義や価値を明確にしていると言っても過言ではありません。

スポーツは、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠なものです。そして、健康で活力のある長寿社会の実現にとっても不可欠です。国民に誇りと喜びと夢と感動を与え、社会に活力を生み出します。スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは我が国の国際的地位の向上にも極めて重要だと述べられています。

まさに2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通して、日本の国際

的な立場をしっかりと全世界に示すこともできるわけです。

また、全ての国民が、その自発性のもとに、各々の関心や適性に応じて安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとも記されています。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利です。そして、スポーツ立国を実現することは、21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題であるという立場で、「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する政策を総合的かつ計画的に推進するために、この法律を制定する」と結んでいます。

このように、スポーツは、ただ楽しいからやるとか、大事だからとかやるというだけではなく、もっと大きな目的、そしてたくさんの意義や価値があるということになります。

■ 学習指導要領

「豊かなスポーツライフ」の話に戻らせていただきます。実は、平成10年の前回の学習指導要領の改訂の際に、教育課程審議会の基本方針の中で「心と体を一体としてとらえることを重視し、生涯にわたり豊かなスポーツライフの実現を目指し、改善を図る」とあります。すでに15年以上も前のことであり、それが「生きる力」の理念とともに、現行に引き継がれたこととなります。

いかかでしょうか。15年前から、「豊かなスポーツライフの実現」は進んできたのでしょうか？改訂時は、まだ道半ばということで、現行の学習指導要領に引き継がれたのです。このように、現代の課題を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図ったのが、現行の学習指導要領改善の基本方針になっています。

この現代の課題について、もう一度振り返ってみましょう。現行の指導要領が実施されて、小学校が4年目、中学校が3年目、高等学校は2年目となりますが、課題は徐々にでも改善されていますか？子供の体力の低下傾向、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が十分に図られていない例も、まだ見られるのではないのでしょうか。

選択制については、中学1・2年生で、武道・ダンスの必修化も含めて改善されたかと思いますが、その他については、課題をしっかりと受け止め、改善に向けて行動していかなければ、次の学習指導要領の改訂でも、多くの人たちから「体育は同じことがまだ課題なのか」「いつまでかかるのか」と思われてしまいます。

皆さまは、日々これらの課題を踏まえて、ご尽力くださっていることだと思います。しかし、体育・保健体育の授業をしっかりと行ってくださる先生方だけが取り組んでいただいたとしても、十分ではありません。例えば小学校は、体育を専門とする先生ばかりではありませんから、そうした先生方にも、きちんと周知が図られ、これらの課題の解決に向けた取組がされていくことが重要です。

さて、学習指導要領の目標は、「心と体を一体としてとらえ」とあります。「心と体を一体としてとらえる」ことも、前回の学習指導要領から引き継いでいます。そして、小学校の場合は、適切な運動の経験と健康・安全についての理解という二つのことを通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育て、健康の保持・増進と、体力の向上という三つのことを図ります。そのことにより、「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」となっています。

体育によって、楽しくて明るい生活を営む態度を身に付けようとねらっているわけです。生活を人生に置き換えたらどうでしょうか。体育によって、楽しく明るい人生を送ることを目指すこととなります。「一日一生」という言葉があります。人生は長い道のりですが、そもそも一日一日の積み重ねであるという考え方です。この考えを用いれば、体育によって楽しく明るい一日一日

を積み重ねていくということになります。

では、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎」とは何でしょうか。体育のリーダーである先生方が、このことを整理して、周りの方々に伝えていくが大事なことだと思います。特に、体育のことをあまり知らない同僚の先生方や保護者、地域の方々等に対してです。小学校学習指導要領解説では、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎として、「運動への関心、自ら運動する意欲、仲間と仲良く運動すること、各種の楽しさや喜びを味わえること、自ら考えたり工夫したりすること、運動の技能 等」と示しています。これらは、「関心、意欲、態度」「思考・判断」「技能」という指導と評価の内容と一致します。

中学校はどうでしょうか。小学校の場合と同じように、心と体を一体としてとらえることから始まりますが、運動や健康・安全についての理解と、運動の合理的な実践となり、この2つのことを通して、生涯にわたって運動を楽しむ資質や能力を育てます。そして、健康の保持増進のための実践力の育成と、体力の向上を図るとしています。

中学校では、究極の目標として、「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」としています。「豊か」という言葉が使われています。豊かさというものは、人それぞれであり、先ほど冒頭で申し上げたとおりです。

ここで、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力とは、何を指すのでしょうか。小学校の場合は、基礎という言葉が付いていましたが、中学校はとれています。中学校学習指導要領解説では、「それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、その楽しさや喜びを深く味わうこと、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲、健康・安全への態度、運動を合理的に実践するための運動の技能や知識、そして、それらを運動実践に活用するなどの思考力・判断力 等」と示されています。これらについても、「関心、意欲、態度」「知識、思考・判断」「技能」という指導と評価の内容と一致します。

さらに、高等学校を見ますと、「健康・安全や運動についての理解と運動の合理的・計画的な実践を通して」となっています。なぜ、健康・安全と運動の順番が中学校と変わっているのでしょうか。高等学校になると、個人の課題から社会の課題に向けられていきます。中学校までは、個人生活における健康・安全のことを中心に考えますが、高等学校では、自分のことから他者も含めて社会生活のことに総合的に目を向けることを意図しています。また、「計画的」という言葉が入り、これら二つのことを通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てること、健康の保持増進のための実践力の育成及び体力の向上を図ることがねらいとなっています。

また、高等学校では、究極の目標として、「明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる」とあります。保健体育をしっかりと学ぶことによって、活力ある生活、これを人生と変えれば、活力ある人生ですから、活力ある国民に育て、活力ある社会づくりに貢献するというわけです。

高等学校で示している「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力」とはどのようなもののでしょうか。実は、中学校で示されている「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」とほぼ同様です。高等学校では、運動を合理的・計画的に実践するという言葉が入ってきます。整理すると、「関心、意欲、態度」「技能」「知識、思考・判断」と合致し、小学校から高等学校まで一貫していることがわかります。

このように、豊かなスポーツライフの実現に向け、各領域において身に付ける具体的な内容、指導の内容を明示したのが、今回の学習指導要領です。明確に示すことによって、豊かなスポーツライフの実現につなげようとしています。「運動の楽しさや喜びを味わう態度」「運動についての知識を及び技能」「運動を実践するための思考力、判断力」この3つが大きな柱であり、体育科・保健体育科の指導内容になっています。それゆえに、「技能」「態度」「知識、思考・判断」のバラ

ンスの取れた指導が重要です。

豊かなスポーツライフを実現するために、何か特別に行わなければならないことはありません。体育・保健体育の「技能」「態度」「知識、思考・判断」の内容をバランスよく指導していくことが、豊かなスポーツライフの実現につながるということを、学習指導要領で示しているわけです。これらについては、先ほどの基調報告でも、はっきりと示されていました。「技能」「態度」「知識、思考・判断」の指導の充実こそが、すなわち、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒を育てることに合致するのです。

学校教育法第30条に「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と示されています。法律に学力の三要素が示されているわけです。

これを体育の指導内容と比べてみると、第30条が示している学力とびつたりと一致することがわかります。我が国が考えている学力とは、体育科・保健体育科においては、指導内容そのものですから、この3つの内容を体育の育む学力ととらえてよいということになります。

■ 「技能」の指導

「技能」の内容についてお話しします。「技能」は小学校では、「○○を楽しく行い、○○ができるようにする。」と書かれています。できるようになってから楽しむではなく、楽しく行ってできるようにするのです。中学校においても、「運動の楽しさや喜びを味わい、○○を身に付けることができるようにする」としています。高等学校においても、「運動の楽しさや喜びを味わい、○○を高めることができるようにする」としています。まさに、運動する楽しさや喜びを味わうことが学習の大前提であるということを、学習指導要領でもはっきりと示しています。

楽しさと学びの内容をこのスライドにあるような軸で考えてみたときに、学習指導要領に即した指導内容は学びの内容ですので、この赤いエリアになります。

一方で、楽しさについての軸ですが、運動の特性と児童生徒の実態に即した楽しみ方がありますので、この黄色いエリアとなります。先ほどの学びの内容と重ねると、交わったオレンジ色の部分が、体育・保健体育の授業で求められている指導です。私たちは、楽しくて、たくさんの学びがあるこの星印を目指しており、赤色や黄色の授業は目指していません。指導内容があっても楽しくなかったらよくないですし、反対に楽しいけど学びが何もなかったら、授業とは言えません。「敢えて順番をつけるとしたらどちらですか?」「赤色と黄色のどちらが大事ですか?」と聞かれることがあります。学習指導要領では、どちらも目指していませんという答えになります。もちろん、楽しくない、学びがないという青色の部分で授業をしていたら、体育の危機ということになるでしょう。

■ 「態度」の指導

続いて、「態度」についてです。「態度」の体系化は小学校低学年から段階的に、このような形となっています。

「態度の内容をしっかりと指導しましょう。」と言った時に、勘違いをしないでいただきたいことは、態度だから、楽しくなくても身に付けるものだとするのではなくて、態度の習得が楽しさや喜びにつながるようにしていただきたいということです。

「進んで取り組む」「積極的、自主的、主体的に取り組む」などは、運動が楽しく行われなければ態度として身に付きません。「友達と助け合うのは楽しい」「先生や友達に認められてうれしい」「役割を果たした」「役に立っている」「安全にできた」と思えたら、楽しさや喜びにつながりま

す。このことが、「態度」の指導で重要なのです。

■ 「知識、思考・判断」の指導

また、「知識、思考・判断」の指導についても、このように体系化されています。

小学校で「知識」の指導は、しないのでは…と勘違いされている方もいらっしゃいますが、小学校でも知識に関する指導があります。「運動の行い方を知る」「課題の解決の仕方を知る」というのは、まさに「知識」です。ただし、評価については、「思考・判断」のなかで見取ることになっています。「知識」を教えなくて、「思考・判断」だけ評価しようとしているわけではありませんので、誤解のないようにお願いします。

一方、中学校・高等学校では、「知識」と「思考・判断」を分けています。これらについても、「知識」や「思考・判断」の指導により、楽しさや喜びをさらに味わえることができるようにすることが重要です。何のために「知識」や「思考・判断」の指導をするのか、と聞かれたら、「それはいろいろな知識を習得するため」「いろいろなことを運動場面で思考し、判断するため」というのでは、物足りないと思います。「運動の楽しさや喜びをさらに深めたり高めたりすることができるようにするため」ということです。知る楽しさや、わかる、工夫する、考えを出し合う、自己決定する等は、楽しさや喜びにつながります。

また、技能の習得に関連付ける指導も、知識や思考・判断の重要なところですから、技能の習得により、「できた、うれしい、楽しい」となりますが、これが運動のコツや行い方を知るなどの「知識」や、練習や動き方を工夫するなどの「思考・判断」の指導と連動すると一層効果的です。やみくもに何度も反復練習したり、繰り返しに何の意味があるのかわからずに練習したりして、結果的に技能が身に付いても、「楽しくない」「嬉しくない」となれば、元も子もありません。

例えば、あるクラスで、全員が逆上がりをできるようにするという目標を立て、練習に取り組みとします。先生はできない子を一生懸命教えて、友達同士でも教え合って、励まし合います。できない子は一生懸命に頑張ります。そのうち、自分のためではなく、友達のために逆上がりを頑張るようになります。そしてついに、ようやくできました。これでクラス全員できたと、みんなで大喜びして、達成感や充実感を味わっているように見えました。これでクラスが一つにまとまると、担任の先生も喜んでいました。しかし、その子は、「できてよかった。これでもうやらなくてすむ。」と言ったのであれば、鉄棒運動の楽しさには触れられなかったことになり、豊かなスポーツライフにつながらない授業になってしまうと思われます。

「知識」の指導について、もう少しお話させていただきます。「知識」については、言葉や文章など明確な形で表出することが可能な「形式知」だけでなく、勘や直感、経験に基づく知恵などの「暗黙知」を含む概念であり、意欲、思考力、運動の技能などの源となるものです。また、動きの獲得を通して、一層知識の大切さを実感できることが大切であると、中学校学習指導要領解説に示されています。このことについては、小学校の指導においても当てはまります。それぞれの運動についての「知識」を深めることは、運動への関心や意欲等を高めるとともに、技能の習得につながることを期待できるわけです。また、思考力や判断力の源となるため、指導に当たっては、前提となる知識の整理が必要です。この運動を行ったり思考・判断したりするためには、前提として「こういった知識」がまず必要だということです。それがはっきりと整理して指導しなければ、思考力、判断力を育てようとしても、うまくいかないこととなります。

小学校においても、さあ、みんなで工夫してみよう、考えてみよう、又は選んでみようと言っても、何をするのが自分にとって一番よいのか、まず知識としてわからなければ、選びようがありません。前提となる「知識」の整理については、指導上、重要な作業と言えます。

さて、話を豊かなスポーツライフの実現に戻します。各校種で考えてみますと、小学校では、

学習したことを日常化につなげるという視点を大切にしていきたいです。体育の授業で学んでも、休み時間や放課後、土日等に子供たちの運動や遊びとして取り込まれていなかったら、体育の授業は本当に楽しかったのでしょうか。授業が楽しければ、続けて休み時間も行いたいと思うはずです。休み時間も続けて行いたくなるような授業にしていくことが大切です。加えて環境の整備も大切です。休み時間もそのまま引き続き活動ができるような用具のセットや、場の工夫等も必要だと考えます。

中学校では、学習したことを学校の教育活動全体や実生活で生かすことが大切です。体育で学習したことが、例えば体育祭や部活動、休憩時間等、いろいろなところで活用されることを目指します。実生活においても、例えば自分で体力を高めるために運動をする時に、保健体育で学習した知識や経験が、効果的に役立てられることが大切です。

高等学校においては、目的に適した運動の計画、自己の体力や生活に応じた運動の計画が立てられるようにすることを目指します。そして、〇〇を生涯にわたって楽しむための自己に適した関わり方を見つけられるようにすることにつなげます。保健体育で学んだことを、実生活や実社会に取り入れたり、役立てたりすることを目標にします。

■ 幼児期の指導

さらに、幼児期についての話もさせていただきます。

幼児期の運動遊びについての取組の充実は、学校教育法第22条において、「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」としています。また、第23条の第1項において、「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。」が書かれています。

先ほどのスポーツ基本法においても、第2条は次のような条文になっています。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」ということです。また、これを受けて、24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。その一つ目に、「学校と地域における子供のスポーツ機会の充実」という項目があります。この(1)に、幼児期からの子供の体力の向上方策の推進ということが掲げられています。

現状と課題として、運動をする子とそうでない子の二極化が、小学校の早い段階から認められるとしています。低学年では、明確な体力の向上傾向は認められないこと等から、幼児期からの積極的な取組が重要だとしています。

そして、国の役割としては、しっかりと幼児期からの体力の向上に向けての取組を推進する必要があること、地方公共団体には、幼児期運動指針をふまえて、地域の実情に応じてしっかりと身に付けることを期待しますと、基本計画で掲げています。この基本計画をもとに、各都道府県等では、地域の実情に応じた基本計画を作成することになっています。

平成23年に出された幼児にかかわる調査研究では、次のような結果が示されています。幼児向けの体力テストを行った幼児の集団を、体力合計点でABC判定の子の群とD判定の子の群に分けて、考察した結果です。体を活発に動かしたり、遊んだりすることを、非常によくするか、全くしないかという視点で観察すると、非常によくする子に、ABC判定の子が多く、全くしない子はD判定の子が多かったです。体を動かす遊びが楽しそうか、楽しそうでないかを観察すると、非常に楽しそうなのはやっぱりABC判定の子が多く、あまり楽しそうでない子は、D判定の子が多いです。また、自由遊びの時、一緒に遊ぶ友達の数が6人以上の大勢で遊ぶのは、AB

C判定の子が多い一方、D判定の子は、一人で遊ぶことが多いです。家庭での遊び場所は、室内遊びが多いか、屋外での遊びが多いかを聞き取り調査すると、やはり公園遊びをする子供にABC判定が多いという結果でした。

さらに、やる気について観察したところ、いつもやる気がある子ほど、活発に体を動かすという結果でした。「活発に体を動かすこと」と「やる気があって、何でもやってみようという気持ちがあること」には、関係があることがわかりました。3,000人規模の調査データです。

文部科学省でも、全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、類似した調査を行っています。昨年の調査では、小学5年生に、「運動することは得意ですか」と聞きました。「得意」と答える子供の多くは、体力合計点が全国平均を上回っています。また、この子供たちに、「1・2年生の頃はどうか」と聞きました。女子においては、「今よりも得意だった」という子供が多いという結果でした。さらに、「入学前はどうか」と聞いたところ、やはり女子に「今よりも得意だった」と回答する子供が目立ちました。つまり、幼稚園や保育所では得意だったと思っていた子供も、小学校5年生になる頃には、得意とは思わなくなってきたとうこととなります。やや得意程度ならまだよいのですが、苦手になったとしたら問題です。併せて、小学校入学前からやや苦手だった、苦手だったという意識の子供が男女ともに2割以上いました。ここは何とか幼児期の運動遊びをもっと活発にするなどして解決していただきたいと思います。

同じように「運動することは好きですか」と聞いた結果です。「好き」と答える子は体力合計点が高いです。1・2年生の頃はどうかと聞いてみると、やっぱり女子においては、「好きだった」と答える子が、入学前が最も多かったです。女子は、学年が進むにつれ、「好き」の割合が減っていきます。一方、男子は増えていきます。体育の授業だけで、運動・スポーツをすることが好きかどうか決まるわけではないと思いますが、授業が大きなきっかけになっているはずですから、男子が好きになるような授業の内容や指導になっていないかという心配が生まれます。女子がこれだけ「好き」のポイントが低下することについては、小学校の体育の授業の中で引き取っていかねばならないことだと思います。併せて、小学校入学前から嫌いだったという子が15%程度はいたわけです。特に女子の方が多いです。このことは、しっかりと幼稚園等に幼児期の運動に対する課題を引き取ってもらいたいと思っています。

別の調査では、運動経験が卒園後に及ぼす影響として、実践している園とそうでない園とで比べた時、小学1年生の新体力テストの合計点が、実践していた園の方が高かったという結果が見られました。実践している園を卒園している子は、運動の頻度も高いです。スポーツクラブ、運動部などに入る傾向があるという結果も見られました。

国からは、幼児期運動指針が出されています。運動の意義としては、スライドにあるように示されています。幼稚園では、これらのことをしっかりと引き取って、多様な動きが経験できる様々な遊びを取り入れてください。そして、楽しく体を動かす時間を確保してください。毎日合計60分以上取ることを目指してください。発達の特性に合った遊びを提供してください。ということを目指していただいています。幼稚園の先生方には、しっかりとこのところを実践していただいているところです。

■ 運動部活動

学習指導要領で、部活動は、学校教育の一環として行うものであると位置付けられています。日々、部活動の指導に熱心に取り組んでくださっている先生方がたくさんいると思います。中体連調べによる、中学校男子生徒と女子生徒の今年の運動部加入率は、男子73.7%、女子52.7%だそうです。文化部に加入している生徒もいるでしょうし、教員の数や施設の問題等があり、加入したい部活動が学校にないため、運動部に加入していない生徒もいることだと思います。一方、

3年生では、夏休み前とか夏休み明けてから受験準備を機に運動やスポーツから遠ざかる場合もあります。例えば、引退後も、卒業するまで運動やスポーツを続けられる手立ては講じられないでしょうか。中学の先生方に工夫をお願いしたいです。また、燃え尽きさせない配慮も必要です。生徒が、「私は中学でやりきった」「高校ではもうやりたくない」と思ってしまったら、豊かなスポーツライフにつながりませんので、燃え尽きさせない指導や、火を絶やさない工夫をしていただきたいです。

続いて、高等学校の運動部活動の加入率は、今年の高体連調べで、今年は男子が58.6%、女子は27.6%だそうです。女子は3割を切っています。高等学校においても、文化部に加入しているとか、加入したくても入部したい運動部の設置がないとか、部活以外にやりたいことがあるとか、より専門的な指導になって敷居が高くなっているとか、さまざまな理由があることだと思います。

価値観等が多様化しているので、運動は嫌いではないけど、もっと別なことをしたいから運動部には入らないということであれば、頷けます。しかし、運動が嫌いでもうやりたくないから運動から遠ざかっているのであれば、これは課題です。高等学校卒業後も、生徒が何かスポーツを続けようという思いをもてるような手立てを、高等学校の先生方には、工夫していただけたらと思います。

その一つとして、生徒の多様なニーズに対応することが考えられます。競技志向だけではなく、気軽に楽しみながらできるような部活動がもっとあってもよいですし、同じ部の中でも競技中心で頑張る子と、それを支えたり一緒に楽しんだりする子たちが一緒になって活動できるものもよいでしょう。新たな火を灯す手立ても必要だと思います。

まとめになりますが、豊かなスポーツライフの実現のため、幼児期は運動遊びをどんどん推進してください。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、学びの連続性を意識し、発達の段階ごとに指導内容に即して着実に取り組んでください。また、部活動を含めて学校体育全般について、学校、家庭、地域の連携のもと、幼児、児童生徒の運動習慣の形成のため、さらなる環境の整備を進めてください。お願いばかり申しあげてしまいました。

■ チーム体育

最後に情報提供です。

今年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、運動への意欲について、小学生には「中学校に行っても自主的に運動やスポーツを行いたいですか?」、中学生には「卒業したあと、自主的に行いたいですか?」と聞いています。この項目と、「体育・保健体育の授業が楽しい」や「運動やスポーツが好き」等といった内容とクロスさせてみると面白いのではないかと思います。年内には、皆様のお手元に届くように準備していますので、お待ちいただきたいと思います。

全ては幼児、児童生徒、ひいては日本の将来のために、豊かなスポーツライフの国・日本の創造に向けて、合い言葉は「チーム体育」でいかがでしょうか。本日、集まった私たちが一致団結、チーム体育として、体育のよさをどんどん発信し、体育は欠かすことができない、運動・スポーツは日本を元気に明るくすることに共感できる仲間を、どんどん増やしていけたらと思います。

本日、明日の岐阜の大会が、チーム体育に実り多きことを祈念申し上げて、私の解説を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。